

別紙

介護予防支援事業者 の指定について

令和6年7月12日

八潮市地域包括支援センター運営協議会説明資料

介護保険法の改正

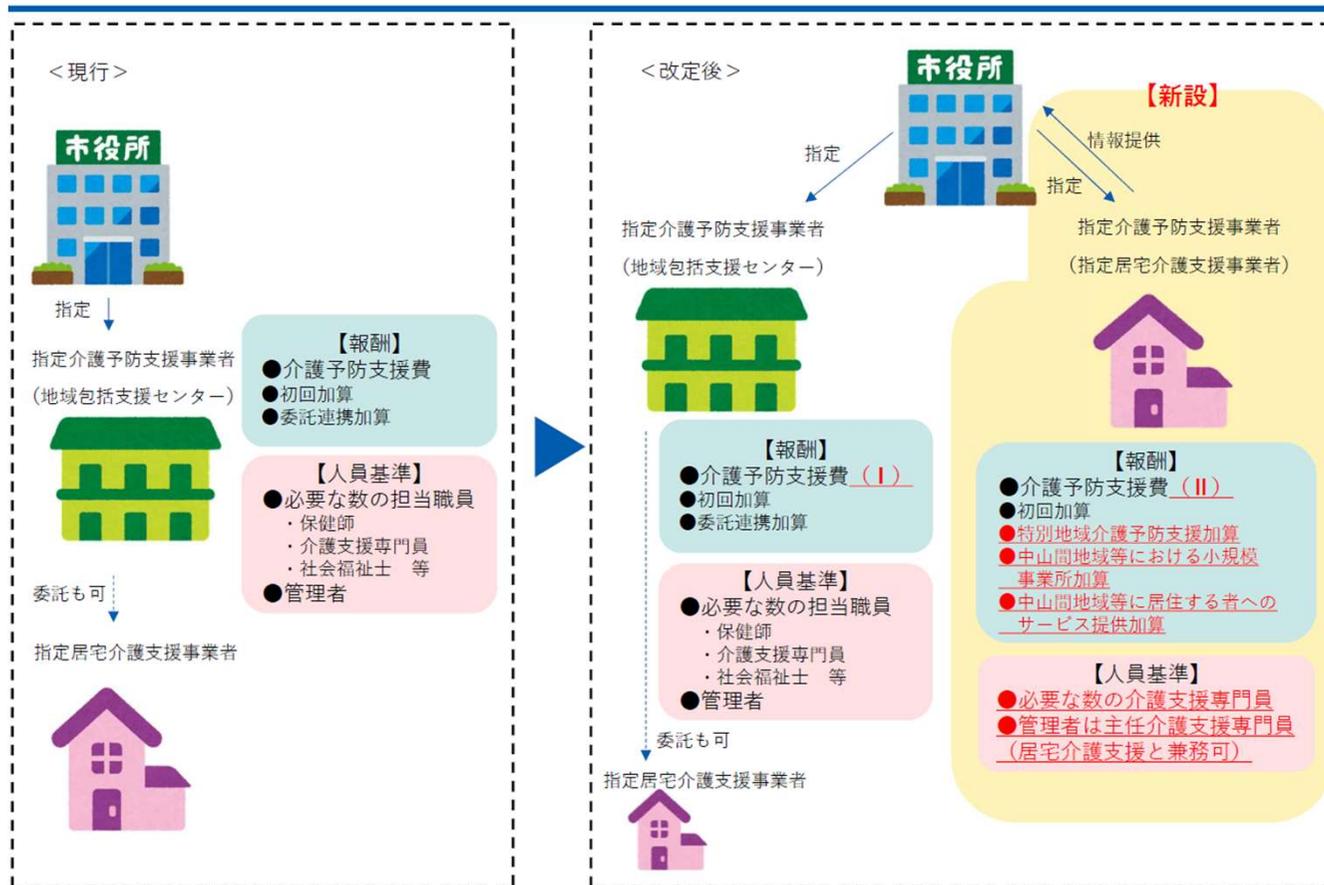
- 令和5年の法改正により、居宅介護支援事業者が介護予防支援（要支援者のケアプラン作成等）の指定を受けることが可能となった。

（指定介護予防支援事業者の指定）

第百十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者**又は指定居宅介護支援事業者の申請により**、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

改正イメージ

1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②



・ 新たに居宅介護支援事業者を介護予防支援を行う事業者として指定することが可能となる。
※従来どおり、地域包括支援センターからの委託も可能

指定基準について

- 1 居宅介護支援事業者の指定を受けていること。（※1）
- 2 事業所ごとに1人以上の必要な数の介護支援専門員を配置していること。
- 3 管理者が主任介護支援専門員であること。（※2）

※1 指定居宅介護支援事業者の指定申請との同時申請も可能

※2 経過措置規定の適用を受けている主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とする居宅介護支援事業所は、介護予防支援の指定を受けることはできない。

指定に当たり必要となる措置

- 関係者の意見を反映させるための措置（法第115条の22第4項）



八潮市地域包括支援センター運営協議会における議事

- 事業所指定に当たり、意見等の聴取
※ 2回目以降については、書面による意見聴取

（指定介護予防支援事業者の指定）

第百十五条の二十二 1～3 略

- 4 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

指定フロー図（イメージ）

